

土呂久公害 3つの困難

3 くり返された集落の分断

共同体に亀裂をいれた鉦山公害

1971年11月、初めて土呂久を取材で訪れた。私をひきつけたのは、健康被害ではなく、鉦山集落をひきさいた社会問題だった。

「**和合会がけんか会になった**」

佐藤勝さんの話「被害を受けるばかりの地主は、鉦山をかたきと思って亜ヒ焼きに反対する。木炭やたきぎを鉦山に売る人や鉦山で働く人は、鉦山を親方のように思っている。反対派に、われわれに働き場を与えてくれるのか、鉦山に行ってとれるくらいの補償をくれるのか、とせめる。和合会はまるでけんか会だった」



猟師の佐藤勝さん（右）と川原

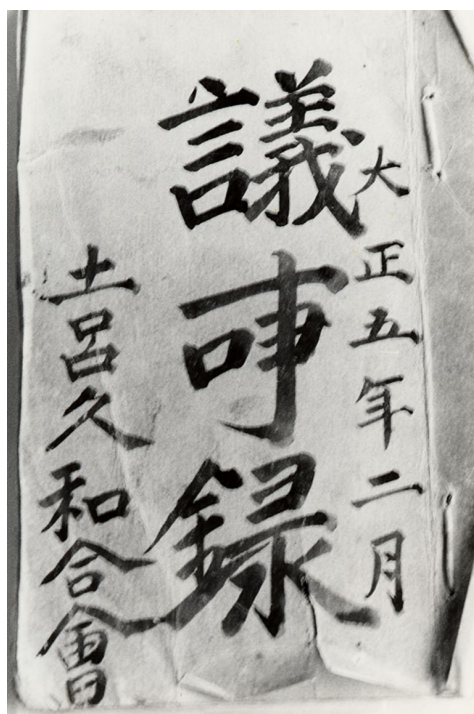
佐藤竹松さんの話「和合会は明治23年に**土呂久の窮民を救済する目的**でつくられた。高利貸がはびこっていたので、金に困っている人を助けるため、金の融通できる人が和合会に金を預けて、借りたい人に貸し付けるようにした。和合会の創立者は佐藤善縁という坊さん。土呂久を統一するには**金融機関**をつくらねばと考えたようだ。

共同体② 議事録に記された「和合会」の抵抗史

1890年に土呂久につくられた金融互助組織「和合会」は、1911年に集落の重要事項を決定して執行する **自治組織に発展**した。

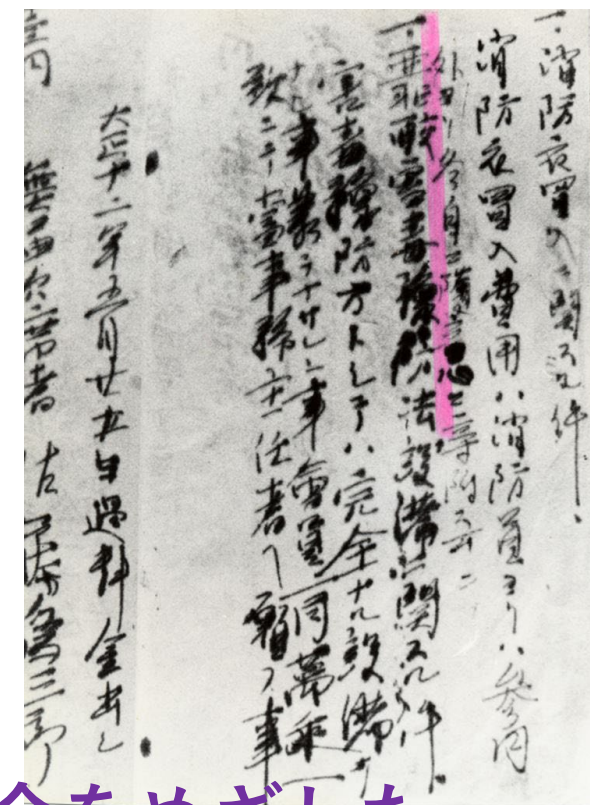
集落の重要なことを決めて運営し、犯罪の捜査や処罰をおこない、農産物の共同購入、産業組合化を勧めるなど、集落の自治組織になった。

1923年5月25日「亜非
(砒) 酸害毒予防法設備に
関する件」を議題にした



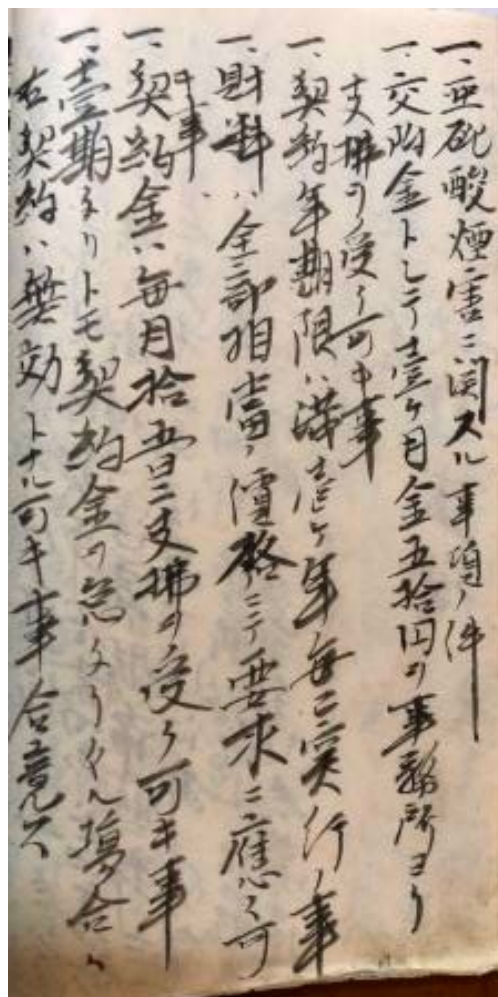
1920年に亜ヒ酸製造が始まって煙害が起これると、住民は和合会に結集して鉾山に抗議し、村・県に陳情を繰り返した。1966年に解散するまでの議事録に、**亜ヒ酸製造に反対をつづけた歴史**がとどめられている。

亜ヒ酸煙害による分断の歴史が和合をめざした集落の議事録に記されている



契約①

鉾山経営者が純朴なる農民を圧迫



池田牧然の報告記

「明治23年設立せる和合会なる私会あり。同会と同亜硫酸鉾山経営者と鉾山業上に関し契約あり。其契約書は、12ヶ条に亘って居るが、内容に至っては、**資本家が純朴なる農民を如何に圧迫せるかを窺うに足るものがある**」

和合会議事録（大正12年11月25日）に契約のうち5条が書いてある。重要な点は、

- 一、交附金として一ヶ月金50円を事務所より支払を受く可き事
 - 一、材料は全部相当の価格にて要求に応ず可き事
- すなわち、**鉾山が毎月50円の交付金を払う見返りとして、和合会は鉾山の要求に応じて亜硫酸焼きに必要な資材＝薪や炭、窯築造など＝を相当の価格でおさめる、となっている。**

契約の主目的は鉾山が和合会に金を渡す代わりに亜硫酸製造に協力させること

契約②

交付金から被害金に。被害金分配で対立

契約書の内容を討議した定期総会から5か月後の1924年4月に開かれた臨時総会の議事録に、

- 一、亜ヒ酸窯築（かまつき）の件はこの会解決せり
- 一、交附金の設置
- 一、窯築手間勘定あり

という記載がある。

鉦山が和合会に亜ヒ焼き窯の増設（窯築）に協力を求め、和合会が窯を築くと、その対価として「手間勘定（労賃）」が支払われた。契約にいう「材料」には「亜ヒ焼き窯の建設」も含まれていた。**煙害の元凶である亜ヒ焼き窯の建設に和合会は協力させられた**のだ。

和合会の会計に「交付金」という費目が設けられた。鉦山から和合会に払われる金額を共有金として和合会の会計にいれるという意味であろう。

これ以後の議事録に「**煙害者**」の言葉が出てきて「**交付金**」の呼び方が「**被害金**」に代わる。**煙害者個人への分配法**をめぐって和合会内に対立がうまれる。

集落に対立がうまれた経緯

和合会議事録からわかったこと

1. 村の銀行だった和合会が交付金を貯金し、お金の必要な人に貸し出した。
2. 農林畜産物被害の激しい人に交付金から煙害料を渡すことを決めた。
3. 和合会が、交付金からお金を貸し出していた人に元金の3割と利息の返還をもとめた。
4. 交付金は「被害金」、煙害者は「被害者」と呼ぶようになった。被害者だけで被害金の分配方法を決められないときは、和合会の役員が分配を決めた。

佐藤喜右衛門の甥高見保さんの話

「集まりで『喜右衛門には煙害料をやらんでいい。喜右衛門が亜ヒ焼きをやらせたから煙害がおきた』と言われた。おじき（喜右衛門）は『煙害が起きたからというて、みんなが損しとるわけではない』と怒っていました」
この話から鉾山の側に立つ者（喜右衛門）とそうでない者の間で対立が始まっていたことがわかる



喜右衛門屋敷

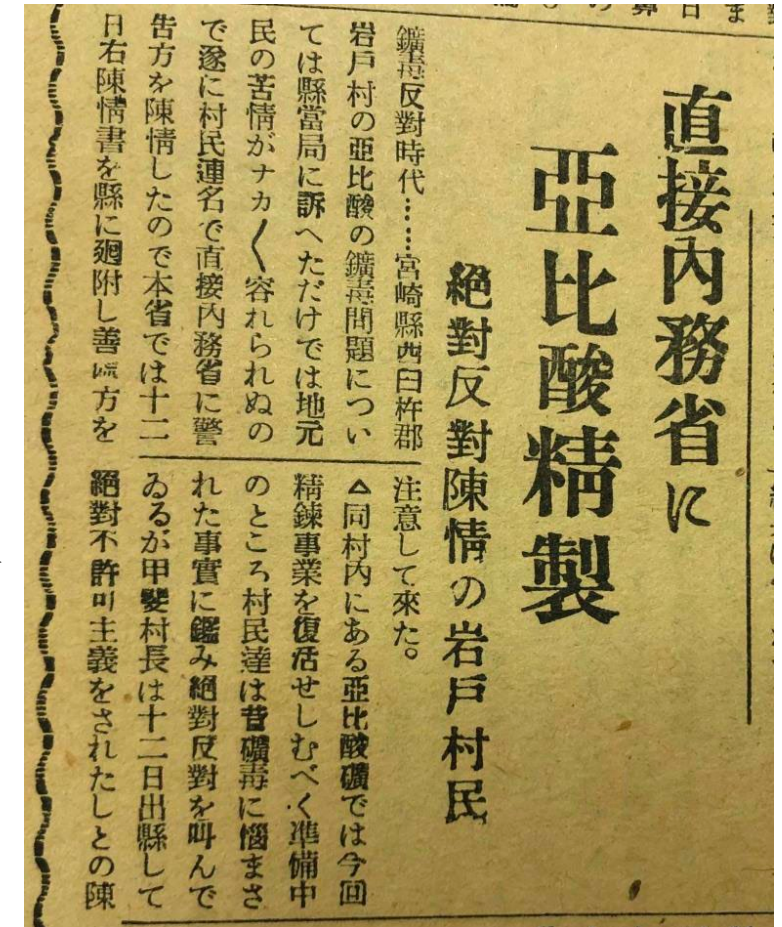
分配方法をめぐる対立がうまれたのは、和合会に渡す**交付金**の性格が煙害被害者に払う**被害金**に変わってからである

結束① スズ鉱山に転換するとき、亜ヒ反対で結束した

「宮崎県西臼杵郡岩戸村の亜ヒ酸の鉱毒問題については、県当局に訴えただけでは地元民の苦情がナカナカ容(い)れられないので、遂(つい)に村民連名で直接内務省に警告方を陳情したので、本省では12日右陳情書を県に回付し、善処方を注意して来た。

同村内にある亜ヒ酸鉱では、今回精錬事業を復活させようと準備中のところ、村民達は昔鉱毒に悩まされた事実鑑み絶対反対を叫んでいるが、甲斐村長は12日出県して、絶対不許可主義をされたしとの陳情をなすところあった」

和合会議事録と延岡新聞記事（1934年7月13日）を読み解くと、和合会が岩戸村の応援を得て4段階の闘いを組んだことがわかる。①亜ヒ酸製造による被害を調査、②被害調査をもとにスズ鉱山の主任と交渉、③内務省に亜ヒ酸製造絶対反対を陳情、④岩戸村長が県を訪れてスズ鉱山に亜ヒ酸製造を許可するなと訴える。闘いの相手は、国内一、二の軍用機メーカー中島飛行機傘下の鉱山会社。戦時色の濃くなる時代、土呂久には、軍需企業におじけることなく闘いを挑んだ戦略家がいたのだ。



鉱山の転換期に和合会は結束して中島飛行機系列鉱山の亜ヒ焼きに反対した

被害金 分配② 煙害料分配をめぐる対立

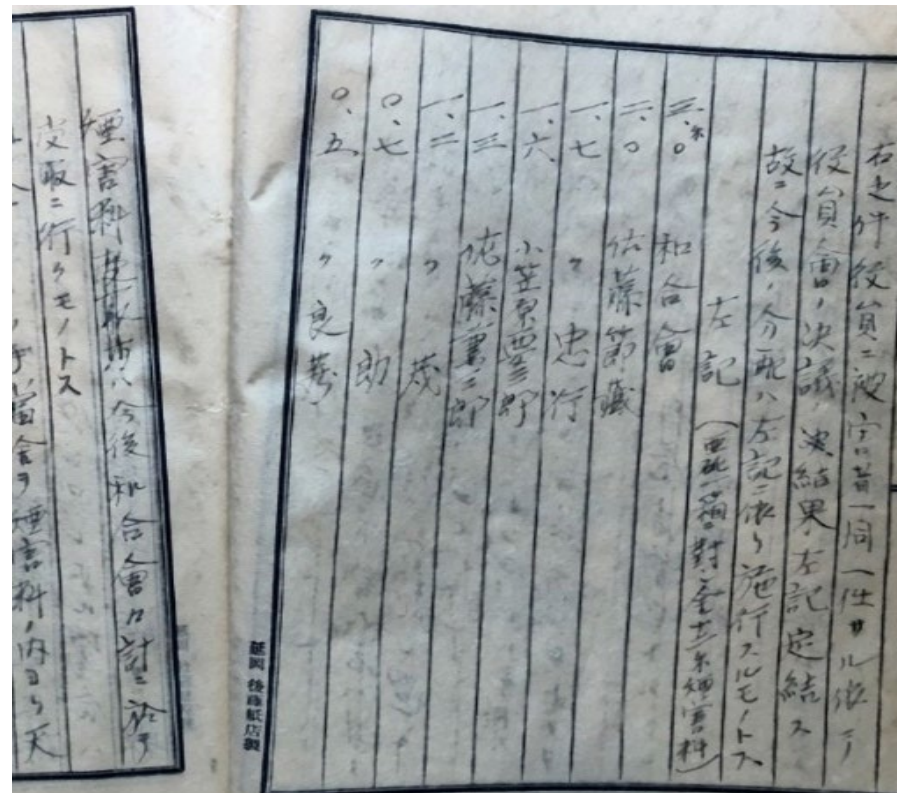
1933年に中島飛行機系列に入り、スズ鉱山に生まれ変わって亜ヒ酸製造はしなくなるという観測もあったが、新たな鉱山はスズを主産物、亜ヒ酸を副産物として操業を始めた。1936年4月に和合会と鉱山で契約が取り交わされた。和合会が亜ヒ酸の製造を認める代わりに、鉱山は煙害料を払うことを約束。**和合会内で煙害料の分配をめぐる対立**がつづき、37年3月、和合会の役員会で煙害料の分配方法が決まった。議事録は、7軒への配分を次のように書いている。

3銭 和合会 / 2銭 佐藤節蔵 / 1.7銭 佐藤忠行 / 1.6銭 小笠原要三郎

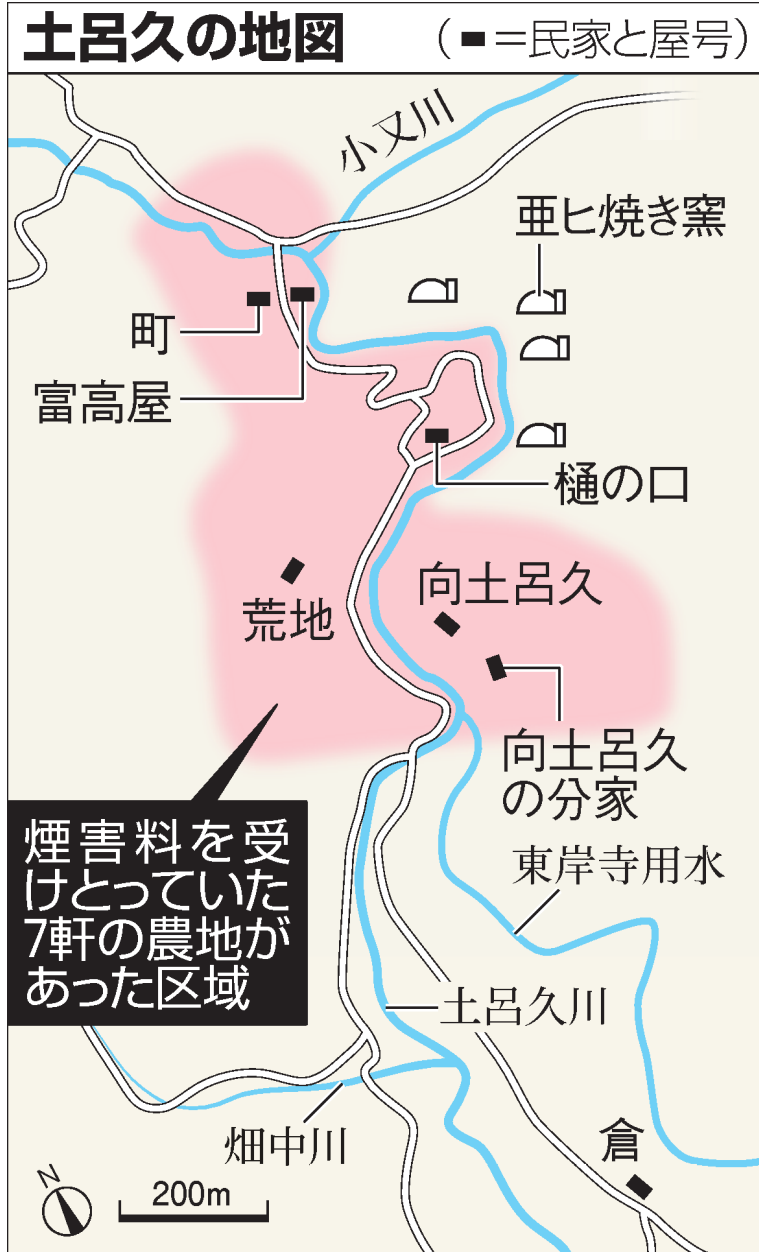
1.3銭 佐藤兼三郎 / 1.2銭 佐藤茂 / 0.7銭 佐藤助 / 0.5銭 佐藤良蔵

鉱山は製造した亜ヒ酸1箱（60キロ）につき12銭を支払う。煙害料は3銭を和合会に残し、9銭を鉱山近くに農地を持っていて被害の激しかった7軒の農家で分配した。

鉱山が払う煙害料の分配をめぐる2度目の対立が起きた



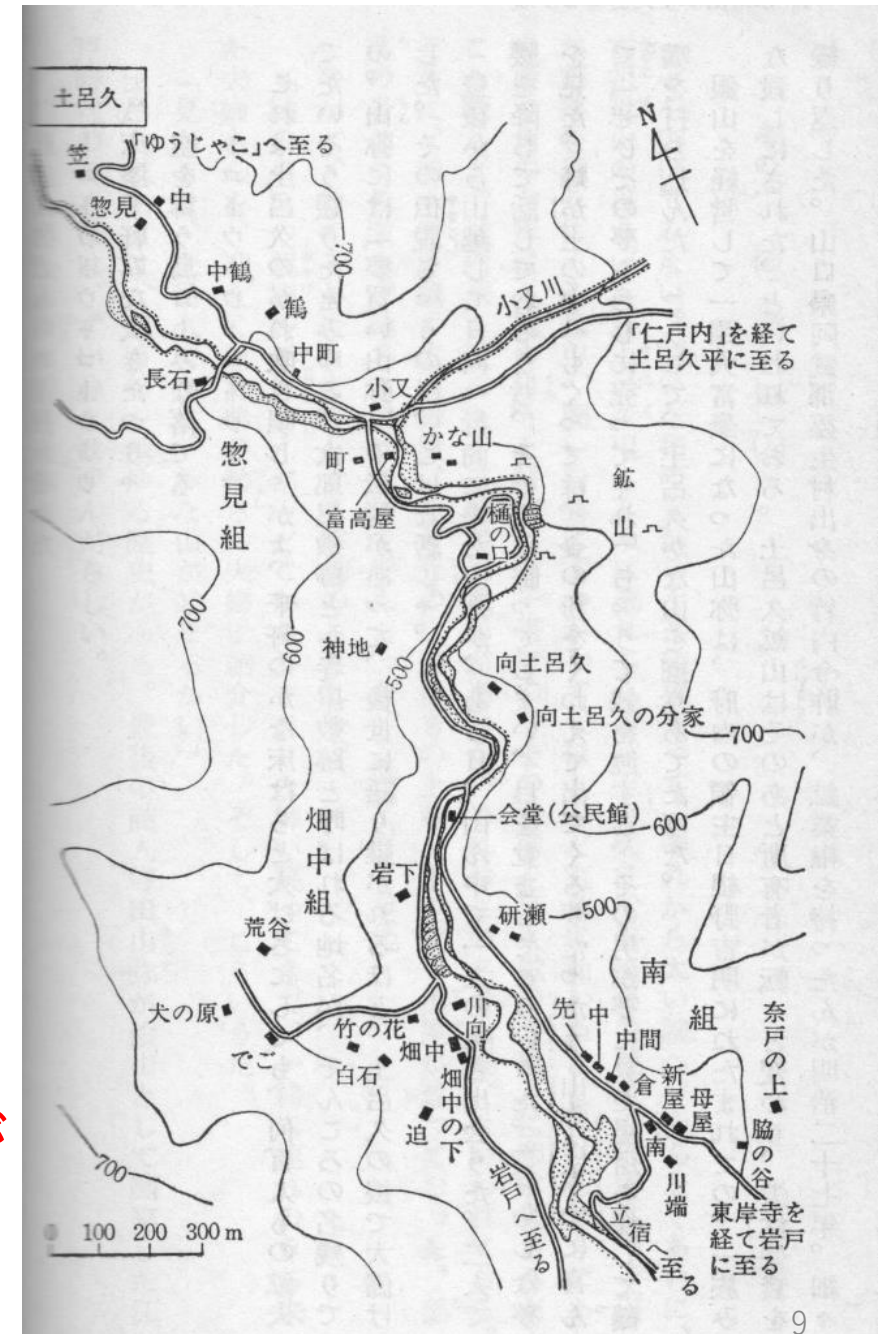
参考



煙害料を受け
取った農家
1937年～1941年

鉾山から和合会に亜ヒ酸
1箱（60キロ）につき12
銭の煙害料が払われた。
このうち3銭は和合会、
残りの9銭を7軒に分配
した

赤囲み：煙害料を受け
取っていた7軒の農地が
あった区域



結束②

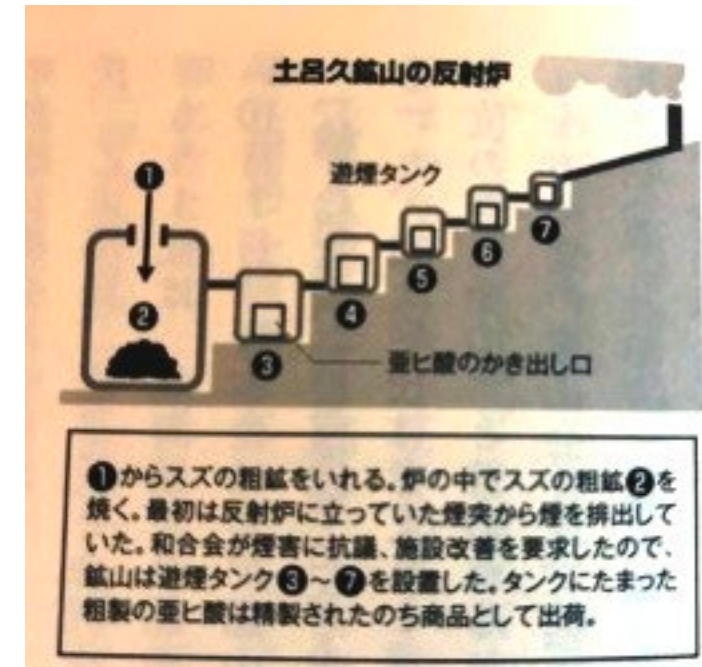
結束して反射炉設備の改善を要求

反射炉建設：岩戸鉱山会社は1936年、大切坑の南側に「反射炉」を建ててスズの粗鉱の焙焼を始めた。反射炉には収ヒ室がなかったもので、ヒ素分は亜ヒ酸の粉塵になって集落に飛散し、農作物や家畜に甚大な被害をだした。なぜ収ヒ室がなかったのか。**反射炉の目的が亜ヒ酸の採取ではなく、スズの粗鉱から鉄やヒ素を取り除いてスズの精鉱にすること＝選鉱＝**だったからである。

和合会の抗議：議事録を読むと、36年11月から翌年5月にかけて和合会は、岩戸村役場や宮崎県庁に出向いて抗議する委員団を選出するなど**反射炉の設備改善を強硬に要求**していたことがわかる。

施設改善・廃止：1937年の初夏、鉱山は反射炉のうしろに**収ヒ室の役割をする遊煙タンクを設置**し、亜ヒ酸が集落に飛散しないようにした。その後も遊煙タンクを増やして合計5基になった。やがて東岸寺選鉱場で薬品を使ってスズの精鉱をとりだす方法が、反射炉より有効な選鉱技術だとわかり、反射炉は2年で廃炉になった。

集落全体に被害がおよんだ反射炉煙害に対し
和合会は結束して改善を要求、目的を果たした



結束③

結束して亜ヒ酸製造中止に追い込む

「突然、**福岡鉱山監督局から和合会に出てこいという通知**がありました。6人でいっしょに行きました。監督局は『県は煙害は全然ない。継続してやらせてくれ』という希望でしたが、私どもは『県は一度も土呂久に来て、部落民と膝を並べて話し合ったこともない。煙害があるとかないとかわかるはずがない』と言ったんです。監督局は強硬で、当時亜ヒ酸が必要な時期でもあったんでしょう。『継続して焼かせてくれ』の一本鎗。『現地に調査に来てくれ。どれだけ煙が荒らしちよるかわかります』で、話がまとまった。調査に来てもらったあと、結果はどうやったか、知らされんまま、**亜砒の製造だけは中止**になったわけです」
(佐藤十市郎さんの話)

1941年4月に、高橋正満さんが代筆した和合会から宮崎県に出した陳情書



和合会は鉱山と結んでいた契
約更新を拒否して、亜ヒ焼き
中止に追い込んだ

協力
金①

亜ヒ酸製造再開に条件付き賛成

戦後に土呂久鉱山を経営した中島鉱山会社は1952年9月「亜ヒ酸炉建設計画書」を作成。戦前の煙害を経験していた和合会は亜ヒ酸製造再開に絶対反対。鉱山の労働組合は会社の方針に同調して、土呂久内を戸別訪問（写真上）。宮崎県は1953年9月、学識経験者などで組織した調査団を派遣し（写真下）、住民の説得にかかった。

和合会は53年12月の総会で「試験焼きにても焼いては困る」と絶対反対を決議したが、2か月半後に宮崎県・西臼杵支庁・岩戸村長に「条件案作成を一任」と方向を転じた。行政が示した条件案は、**鉱山から和合会に協力金30万円を払う**というものだった。



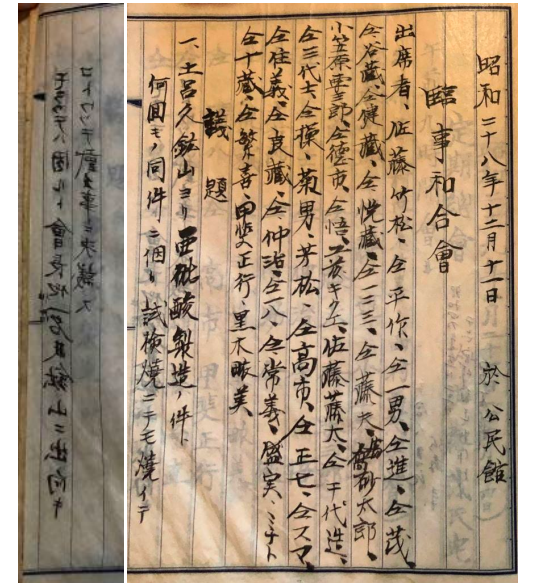
行政が鉱山から和合会に協力金を払うという条件案を示すと、亜ヒ酸焼き再開に絶対反対だった和合会は条件付き賛成に態度を変えた

協力
金②

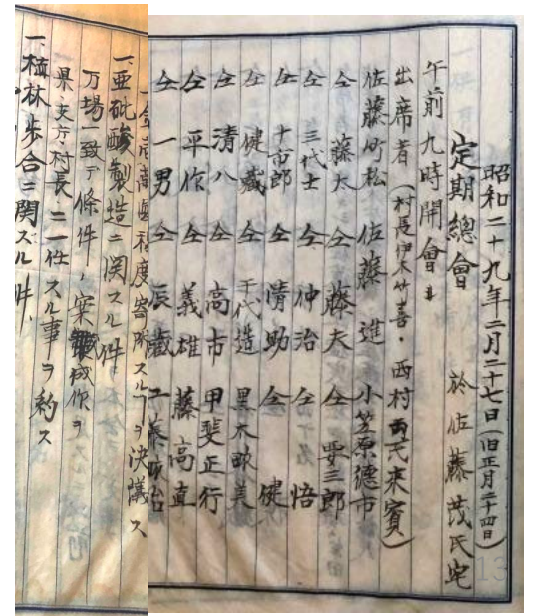
条件付き賛成に婦人会は猛反発

「雨の降る日、婦人会のみなで出勤前の村長さんに陳情に行った。『どしてん亜ヒ窯つくるのをやめさせてくれ』。村長は『男の人たちが決めたことに、女のくせそういうこというても通りません』と、けんもほろろに言い切った。『1軒や2軒つぶれたっちゃ、ひと部落つぶれたっちゃ、鉦山のおかげで120万の金が岩戸村に入りよるとやから』。『犠牲になってもいいとですか』ときくと、『そげんこっちゃ』ち言わした。損害より税金をとると言うた。みんなそのとき、役場でワンワンいうて泣き出したとよ」 (佐藤ミキの話)

「『向土呂久』からはサミさんが伊木村長に抗議に行った。戻ってから言うには、『鉦石は婦人会が運搬するから、役場の庭に窯つくって焼いてくれ』とまで言うた」 (佐藤弘の話)

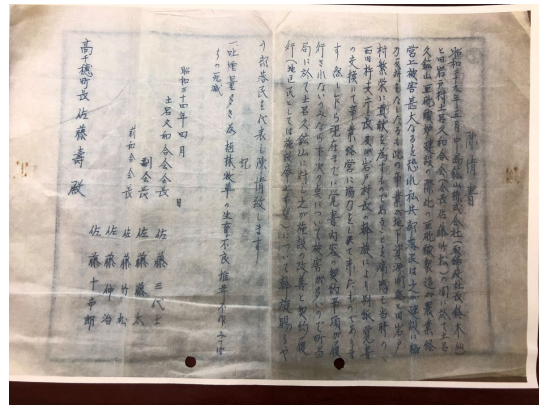


1953年12月11日絶対反対から
1954年2月27日条件付き賛成へ



結束④ 再開後に煙害継続、抗議をつづけて閉山へ

1955年3月に新型焙焼炉による亜ヒ酸製造が再開された。契約書には、焙焼炉近くに煙害に弱い**シイタケ**を**試験的に植栽**し、県、関係当局、学識経験者などが調査し、被害が認められて岩戸村から要求があったときは操業を中止し、十分な補償をおこなうと定めていた。58年3月に**シイタケがまったく芽を出さない**事態が発生した。調査した農林省技官は「**植栽場所が悪いからだ**」と煙害を否定して鉾山を擁護、亜ヒ酸製造はつづいた。



59年4月、和合会は「吐煙量多きため、植林牧草の生育不良、シイタケ不作、みつばち死滅」といった被害を理由に、鉾山の施設改善、契約履行を高千穂町に陳情、**和合会は結束して抗議をつづけた。**

60年代にはいり貿易自由化で全国の鉾山が次々とつぶれるなか、土呂久鉾山も1962年に閉山した



分断と 結束①

40年にわたった和合会の闘い

亜ヒ酸鉱山が開山した1920年から閉山する62年まで（途中14年の中断）亜ヒ酸の製造は42年間におよんだ。この間、和合会は激しい煙害に対し、対立・分断と結束を繰り返しながら、鉱山施設を改善させたり、亜ヒ酸の製造をやめさせたりした。

1923年5月～11月	煙害防止設備要求	結束して 煙害防止設備を要求。 交付金 を受け取る契約結び、亜ヒ焼き窯増設に協力
1924年～1926年	煙害料分配	煙害料（交付金） の分配めぐり和合会内に対立
1934年7月～36年4月	スズ鉱山による亜ヒ酸製造反対	結束して 内務省に陳情。 煙害料 を受け取る契約を結び、亜ヒ酸製造を容認
1936年11月～38年5月	反射炉設備改善要求	激しい反射炉煙害に 結束して 抗議。遊煙タンク設置、のちに反射炉操業停止
1941年2月～初夏	鉱山との契約更新拒否	結束して 契約更新拒否を貫き、亜ヒ酸製造中止へ
1952年9月～54年5月	亜ヒ酸製造再開反対	亜ヒ酸製造再開に絶対反対。 協力金 受けとりで条件付き賛成に転換、新型焙焼炉建設
1962年10月～12月	煙害再発、施設廃止要求、閉山	焙焼炉による煙害再発、 結束して 施設廃止を要求、閉山

煙害に強く抗議したあと金銭が払われ、和合会の結束が乱れて対立・分断を生じた

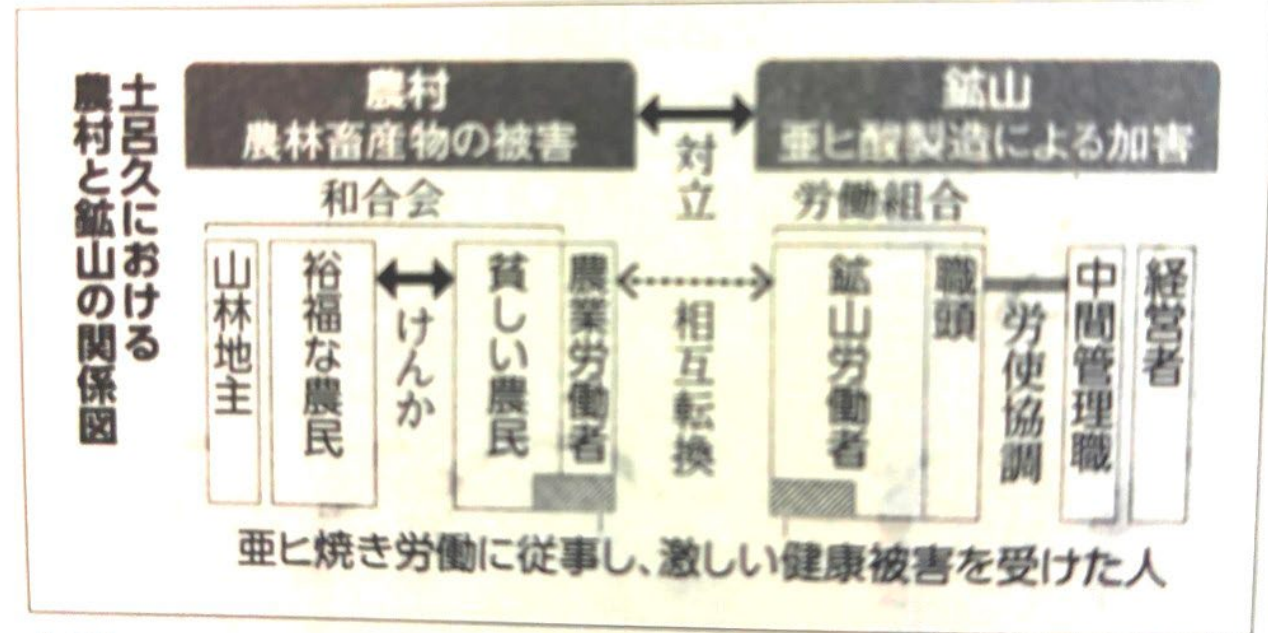
鉱山にとって集落分断のメリット

1. 労働者を使う

- ① 貧しい農民を鉱山労働者として雇って鉱山の味方につけ、煙害に反対する和合会内部に対立・分断をつくった
- ② 戦後の亜ヒ焼き再開時は、労働組合（生産向上で賃金上昇と考えた）が集落の反対派の切り崩しに動いた

2. 金銭を使う

- ① 和合会に交付金を渡し、鉱山で使う資機材、窯増設に協力させた
- ② 和合会に煙害料を渡して亜ヒ酸製造を認めさせ、煙害料の配分をめぐる対立をつくりだした
- ③ 和合会に協力金をだすことで、亜ヒ酸製造絶対反対から条件付き賛成に転換させた



農村の階層とけんか会

裕福な農民は「鉱山労働者にはならない」と農業をつづけ、被害を受けるばかりで「亜ヒ焼きをやめろ」と鉱山に反対。貧しい農民は鉱山で働くようになり、反対派に「代わりに収入をくれるのか」と抗議し、**和合会がけんか会に**。最も激しい健康被害を受けたのは、危険で収入のよい亜ヒ焼きに従事した最も貧しい農民だった。

和合会から公民館へ

1) 戦後、公民館の組織化

高千穂町史より

「昭和22年9月頃から青年婦人が中心になり部落の自治組織、相互研修の場として公民館活動が進められるようになった。昭和26年社会教育法によって公民館も法的根拠をもつようになり、町内各地区に部落公民館ができ、社会教育関係団体としての活動が始まった」

佐藤洋さんの話

「公民館は行政がつくった。和合会は自治組織だった。違いは、公民館は行政に頼むのに対し和合会は行政相手でも苦しいことはボンボン言う。和合会は当たりが激しいが、公民館は10言いたくても7でこらえる。部落の共同作業が減って、行政にまかせてやってもらう。川の水が田にあがると河川の管理者に言う。個人的な道路でも町からみてもらう」

2) 村落共同体の解体

高度経済成長が崩した結（ゆい）

台所の変化（薪・木炭からプロパン）→若い労働力の都市流出→農業機械化の進展→共同労働消滅

3) 和合会が公民館と合併

和合会議事録（1965年8月16日）

一、公民館一本化に就いて 「和合会を解散し、現金及貯金は公民館会計に引譲る事」

集落内で被害者の会と明進会に分断

1. 被害者の会：1973年8月、西臼杵郡内の教師、高千穂町内の労働組合員、宮崎市内の弁護士の応援で「土呂久公害被害者の会」（6世帯10人）。74年2月1日、支援組織の「守る会」結成より10日早く、元鉾山労働者を加えた「土呂久鉾山公害被害者の会」（56人）に組織を拡大。集落の自治組織だった「和合会」と異なり、土呂久外の市民運動に支えられた旗揚げだった。

2. 明進会：第1次知事あっせんるとき「地域振興資金」の名目で土呂久に1000万円が交付された。54世帯に10万円ずつ、残りを公民館の運営費にあてることにして、54世帯が会員になる「土呂久明進会」を結成した。和合会・公民館と同じように集落の生活改善などを目的にし、公害問題では行政（県・町）と歩調を合わせた。

3. 分断：第3次知事あっせんで認定患者13人が受諾か拒否かで割れたとき、守る会が拒否、町行政が受諾を働きかけたことから、行政と一体の明進会、守る会と一体で動く被害者の会に分断された。

■和合会・明進会・被害者の会の比較

	和合会	明進会	被害者の会
時期	1890～1966年	1974～80年代前半	1974～2006年ごろ
会員	土呂久住民。創設時35人	土呂久住民。結成時54世帯	土呂久公害の被害者・遺族。結成時56人、1990年25人
活動	金融互助組織。集落の課題討議・執行・煙害抗議など自治活動	集落のインフラ整備・生活改善。集落の公害対策	あらゆる被害者の認定・治療対策。鉾山操業による健康被害の補償要求
対行政	煙害問題を町と協力、県に陳情	町、県に集落のインフラ整備・生活改善を陳情	鉾山跡地の環境改善、被害者救済策を闘いとる
対鉾山会社	煙害補償・亜ヒ酸製造中止を要求	特になし	健康被害の損害賠償求めて提訴・最高裁で和解
支援団体	—	—	土呂久・松尾等鉾害の被害者を守る会。土呂久鉾害問題を考える会。共に歩むカトリックの会。訴訟共闘会議など

認定患者が訴訟派と自主交渉の会に分断

1. 自主交渉の会：1983年3月に松尾鉱山元労働者が日本鉱業を相手にした訴訟に勝利、原告以外の患者に同等の補償をする協定を結んだ。それを見て結成したのが、住友鉱との**円満解決をめざす**「土呂久鉱害補償自主交渉の会」。会員は73人。裁判を進めていた被害者の会の53人を上回った。

3. 相違点：自主交渉派が「知事あっせんの金額は低かったので、判決で上積みが認められれば、自分たちも上積み要求进行」と言うのに対し、訴訟派は「お上にさからうとロクなことはない」と裁判を批判していた者が、判決に便乗して補償をもらおうとするのは、他人のフンドシで相撲をとるのと同じだ」と批判した。

2. 訴訟派（被害者の会）：裁判で鉱業権者の賠償責任を明らかにして**補償を闘い取る**ことをめざした。労働組合・市民などの支援を受けた。

■健康被害の補償をめぐる分断		
	被害者の会	自主交渉の会
時期	1974～2006年ごろ	1983～91年
会員(84年当時)	53人	73人
運動の方針	鉱業法にもとづいて裁判で住友鉱の賠償責任を追及	住友鉱に慰謝料等について考慮善処を要望、円満解決をはかる
知事あっせんに対する考え	あっせんの対象は皮膚などに限られており、全身の症状に対する補償はなされていない	低額だったので判決にそった上積みを求める
住友鉱の対応	法廷で原告と全面对決。一審敗訴後、ただちに控訴	判決が確定した時点で誠意を持って話し合う
支援組織	土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会、土呂久鉱害問題を考える会、共に歩むカトリックの会、訴訟共闘会議など	なし
最終的な決着	90年に最高裁で和解（1人平均1130万円の見舞金）	91年に簡裁で即決和解（一律80万円の見舞金）

2つの 和解

落差の大きかった解決、最高裁と簡裁の和解

1. 最高裁和解：2陣一審で最良の判決を得た被害者弁護団は1990年5月最高裁に、1陣・2陣の一括解決と公健法の給付の継続をかなえる職権和解を要請。住友鋳は「賠償責任なしが明記されるなら」と応じた。5回の折衝を経て10月31日に**賠償責任に触れない**和解が成立した。**見舞金：1人平均1130万円**

2. 簡裁和解：宮崎簡易裁判所で1991年12月2日、訴訟に加わらなかった自主交渉の会と住友鋳の間で「**住友鋳に賠償責任なし**」と明記した即決和解が成立した。**見舞金：一律80万円**

3. 気迫の差：2つの和解は①住友鋳の法的責任に「触れない」と「明記」、②見舞金額が「1人平均1130万円」と「一律80万円」、③今後は「公健法給付で解決」と「触れない」の3点で違っていた。根っこに住友鋳と闘うか、円満解決を求めるかという気迫の差があった。

■最高裁和解と即決和解の比較

	最高裁和解	宮崎簡裁即決和解
和解成立日	1990年10月31日	91年12月2日
健康被害者数 (うち死亡者数)	41人(23人)	88人(32人)
見舞金の額	1人平均1130万円	1人一律80万円
住友鋳の 事業活動	鋳業権に基づく事業活動をしていない。事業活動のための施設を設置したことはない	鋳業権に基づく事業活動をしていない。事業活動のための施設を設置したことはない
住友鋳の 損害賠償義務	触れていない	法律上の損害賠償義務は存在しない
見舞金支払いの 根拠	公健法13条1項にいう損害の填補ではない。鋳業法を含む法的義務を前提としていない	公健法13条1項にいう損害の填補ではない。鋳業法を含む法的義務を前提としていない
今後の救済	今後、公健法及び労災法に基づく給付で解決する	触れていない

気迫の差はどこからくるか

	自主交渉の会	被害者の会
社会的地位	土呂久出身・土呂久外の地域のリーダー 困窮ゆえ一時金（知事あっせん）を欲した	生活にある程度の余裕がある 困窮ゆえ知事あっせん（一時金）受諾後に提訴
性格	長い物には巻かれよ。従順	反骨精神・権力批判の持ち主
対鉱山	鉱山の世話（働いた）になった 住友鉱に善処を要望、円満な解決を	激しい被害受けて鉱山への強い怒り 裁判で賠償責任を認めさせた補償を
対行政	行政を信頼・依存強い	患者救済に後ろ向きの公害行政を改めよ
対支援者	よそ者を嫌う（閉鎖的）	外からの支援を受けいれる（開放的）
行動	県環境保健部長に住友鉱との仲介申し入れ 住友鉱副社長に面会・要望	支援者と知事応接室泊まり込み 支援者と住友鉱玄関前座り込み 弁護士・支援者と住友鉱社長交渉 住友鉱周辺ビラまき

住友鉱山によって被害者組織分断のメリット

1. 「経済発展より環境重視」という時代の流れの先端をいく市民運動が被害者の会（訴訟派）を支援した。
2. 裁判を長期化させた住友鉱山は訴訟派の中に最高裁和解の動きをつくった。
3. 住友鉱山は円満解決を希望する自主交渉の会を思うように操って、即決和解を結び土呂久から足をぬいた。
4. 即決和解の内容は、①補償でなく低額（一律80万円）の見舞金、②賠償責任なし、③公健法の賦課金は支出せず。

